

議案第 8 2 号

川崎市資産公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市資産公開等審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市資産公開等審査会条例の一部を改正する条例

川崎市資産公開等審査会条例（平成 5 年川崎市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「（当該市民が署名押印したものに限る。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

資産等報告書等の審査の申出に係る文書への署名押印を要しないこととするため、この条例を制定するものである。